議案第２７号

東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年３月１日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和４年板橋区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号ア中「第２５条」を「第２５条第１項」に改める。

第１５条の次に次の１条を加える。

（虐待等の禁止）

第１５条の２　認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第１６条の次に次の１条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第１６条の２　認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

２　認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行す

るときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１６条の２第２項の規定の適用については、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）において通園のための自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第１項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

（提案理由）

告示の改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。